

保 育 課

幼児教育・保育の無償化の対象施設について

区 分	子どものための教育・保育給付	子育てのための施設等利用給付
対象施設	<p>【特定教育・保育施設】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 保育園・ 幼稚園・ 認定こども園 <p>【特定地域型保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 家庭的保育事業・ 小規模保育事業・ 事業所内保育事業・ 居宅訪問型保育事業	<p>【特定子ども・子育て支援施設等】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 認定こども園（国立・公立大学法人立）・ 幼稚園（未移行）、特別支援学校（幼稚部）・ 一時預かり事業・ 病児保育事業・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）・ 認可外保育施設（認証保育所、ベビーシッター含む） <p>※届出あり</p>

※企業主導型保育事業は、子ども・子育て拠出金により無償化されます。